

令和5年10月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年10月20日(金)

開会 午前9時30分

閉会 午前10時58分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

9番 久富 正ノ介 委員 10番 松隈 清志 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農用地利用集積計画について	17件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	2件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	8件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	2件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋 江田 征樹

6. その他出席

傍聴者 1名

議長

それでは、ただいまより令和5年10月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号9番、〇〇〇〇委員と議席番号10番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

はい、〇〇委員。

7番委員

別のことですが、今ちょっと思い出したのがですね。今まで傍聴席、すいません、傍聴席、見てなかったのでもっと気づかなかったんですけど、昔、以前あった鳥栖市の農地転用のとき、私、推進委員として意見を言いたいと局長、係長、会長に言ったら、推進委員は出席して意見を言えないととめられました。そして、委員さんとかなんとか言うべきだと言ってもらって、一方的な意見になりましたけど、言えましたけどですね。

先々月か何か、県の農業会議所から来て、わざわざ推進委員は出席してください、意見を言ってくださいち、言われましたよね。皆さん覚えてますかね。

わざわざだから、私、その人に、ありがとうございますと言いました。なぜかという私相談に行っただけですよ。こんなふうだった。だけど、私たちに農業会議所は、指導もされんし、意見も言えない。だけど、話聞いたらびっくりですねと言われた。ただびっくりですねしか言われん。

農業新聞にも、農林水産省からもきてるのは、どんどんいってください。参加してくださいですよ。そして、局長以下、事務局はとめたんですよ。権利を奪ったんですよ。これ大問題ですよ。そして、推進委員さんは出て出席してくださいって言ったけど、傍聴しかないですねこれ。傍聴席からは意見は言っちはいけないち、前会長は言いました。席をつくるべきじゃないですか。どうでしょうか。

議長

今、権利があるというお話をされたみたいなんですけど、そういった権利があるっていうふうには言われていませんが。

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

私たちもらったですよ、これ。ここに書いてあるんですよ、右から左ずっと。出席して

言える、出席言ってもいいとか。それに、農業新聞にも書いてあるし、この間、県からきたときも言うたでしょう、言ってくださいいち推進委員さん。皆さん聞いてありますよ。

議長

県の方っていうのは、指導はされないという話でしたよね。

7 番委員

されないけどしてくださいち、私たちは言われなくてもちゅうて言うたでしょうが。

議長

事務局ちょっと、何かあればお願いします。

事務局

そのことにつきましては、以前の定例会の中でもお答えした案件になるかと想像しますが、区域内における農地等の利用の最適化の推進について意見を述べるができるということについては述べさせていただいております。

ただ、最適化の推進につきましては、経営規模の拡大や耕作される農地の集約化に関することや新規参入の促進等、そういったところの内容についてということで認識しておりますということでお答えをしたところでございます。

以上になります。

7 番委員

それが間違っていますよ。私たちがもらったこの資料にちゃんと書いてあるし、新聞にもあるし、このあいだわざわざそげんいいにきたとを何で守らんとですか。せっかく推進委員さんもおって、自分の地区のところを言うようになってるんですよ。こないだなんか、ちょっと言えば農業委員さんは地権者だから外に出てくれち。だったら、なおさら農業委員、事務局は、推進委員に出てくださち言わやんち。県の考えはそうなんですよ。

議長

県の考えかどうかは、それは分からんじゃないですか。

7 番委員

すいません、県農業委員会、会議所です。

会長、会長ももらってるでしょう、パンフレットようと読んでくださいよ。推進委員、あれもあるんですよちゃんと。ちゃんと調べてください。奪っていますよ、権利を。

議長

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件、5筆でございます。

議案第1号、番号1の案件について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、5筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何か、ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定しました。

次に、議案第1号、番号2から番号4の案件につきましては、関連しますことから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号2から番号4の案件につきましては、換地による所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号2から番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

7番委員

はい、〇〇です。これまた、先月の繰り返しになりますけど、面積が少なかったり、多くても耕作していないということがありますけど、そういうことは調べてあるんですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

面積等につきましては、農地基本台帳のほうから面積を確認させていただいておるところでございますし、耕作等につきましては申請書の中に書いてあります営農計画等で確認をさせていただいているところでございます。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

はい、すみません。じゃあ、今後のことですね。していないとかしているとかは。この間の話です。耕作していないなら売買ができないとかいう話があったですよ。

それは、今後の確認ちゅうことで、地元の生産組合長さんの意見とか届とかになりますかね、また。

議長

事務局、お願いします。

事務局

経過については、先月お話をさせていただいた中のもので確認等をしていただいてその経過を見たところでのお話になるかと思っております。

以上になります。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

そのとき何か、同意を取るとかいろいろ言いよったでしょう。過去のこともあるし。耕作するとか。

議長

本人から聞き取りをする、確認を取るということですか。

7番委員

そのとき、申請のときにつちゅうことじゃなかったですか。(傍聴席より発言する者あり)

議長

傍聴席、静かにしてください。

7番委員

皆さんどうですか。そんな話したでしょう。耕作しないと買えないとか、話があったので、耕作を確認を取るとか、どうですか。

議長

事務局、お願いします。

事務局

申請書の中の営農計画のほうで耕作されるというところを申請いただいて、受け付けをして議題として出しておるところでございます。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

じゃあ、耕作するという確認はしてるつちゅうことですね。

議長

はい、事務局。

事務局

そのように認識しております。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

じゃあ、そのあとの確認は、各農業委員さんか生産組合長つちゅうことですね。

議長

よろしいですか。

ほかにございませんか。

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号2から番号4の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について17件、32筆でございます。

議案第2号、番号1から番号17につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

2ページから6ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により17件、32筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、6ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

6ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が6万1,866.86平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が30件、5万6,435.86平方メートル、使用貸借権が2件、5,431平方メートル、総合計が32件、6万1,866.86平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人17名、借人13名、申請枚数は17枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1から番号17について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、7ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして2件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして8件、15筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、10ページをお願いします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして2件、2筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

その他の事項で委員の皆さんから、何かございませんか。

はい、〇〇委員。

7番委員

先月、会長より資料をとられたので作ってきております。ちょっと、配ります。

(7番委員より各委員へ資料を配付)

まず、私が読み上げます。

議長

〇〇委員、私が前回お話しさせていただいたのは、内容を簡素に、簡潔に分かるようにまとめていただいて、そして事務局のほうに提出をお願いしますという話をしたと思います。

それで内容によっては、農業委員会で扱えない案件もあると思いますので、そういったところの部分をまず事務局のほうで判断をしていただいて、それで、例えばグレーな部分であるとか、農業委員会で取り扱えるような内容であればまたこちらのほうに挙げていただくというふうな話を前回、私はしたつもりです。

7番委員

私は、そげんをとっ取ったけんが、無い頭で考えてきたので、ちょっとこれを読みますので皆さんみてください。

判断は、皆さんがしてもらって結構です。

議長

量があるようなので、要旨をまとめてお願いします。できれば分かりやすく。

7番委員

分かりやすくこれでしたと思います。読みます。

農業委員会では、事前に農業委員、推進委員、事務局で現場を点検し地元区長、生産組合長、水利組合長の同意を取ることになっています。皆さん、それで行っていますよね、地元のことで。しかし、鳥栖市の転用のときは、どれもありませんでした。だから今、鳥栖市は地元を無視したままです。周辺の農家、住民は大変困っています。特に〇〇、〇〇、〇〇〇〇町、〇〇。民間は守り、行政は守らない。私は農業委員会が原因だと思っています。

次に、ここに四つ、鳥栖と国土交通省からきたあれがありますけど、初めに地元がなぜ心配しているか説明します。

まず、1を見てください。

水色が農地の水路。緑が別に、〇〇に行っている水路です。この上川原樋管とありますね、ここからしか…、ああ、それはまた次の。

水路の水はアに流れていきます、この堤防下の水路ですね。水路のない田は、田から田への通し水になります。南側の道路、鳥南橋から下のところに用水路に土管があったりして〇

〇町に通水となっています。1番のところです。

それが、2がですね、これは以前、堤防移転の前の図面です。

この真ん中が遊水池というのがあって、上川原樋管のところ、この樋管を止めたら絶対、この新産業集積エリアから〇〇に水が流れないようになっています。ゼロ地点ですこれが。ここにある上川原樋管という、真ん中にあります。これを置いとってください。

議長

上が北向きですか。

7番委員

ごめんね、これ間違っるとごたる。ただ、地図ば全部分かりやすいようにしとるけど、そこに上川原樋管があります。

その上に、A、B、Cがありますね。この写真のA、B、Cなんです。写真ありますよ。

Aが、霞堤防の横に水門があります。これは鹿児島本線の上のところになります。

右側の水門を止めたら左に流れて、その遊水池に大体流れるようになっていたんです。だけど、この遊水池に流れるのを堤防移転で全部この上川原樋管のところの流れてきます。

それとB、C、これは2番目の遊水のところの場所的に書いてあります。B、Cへですね。これは、今、鹿児島本線の上で水が溜っています。なぜなら、2本遊水池に流れよったやつがもう止まって1本だけになって水の流も悪くなっていますし、これが全部新産業集積エリアに流れ込みます。そうすつと、EとCですね。ああ、DとEか。これは、以前の集積エリアに流れている越水した水なんです。

それで、国土交通省の図面がありますね。この新設水路の外接水路、これが上川原樋管の下、新産業集積エリアに残るとる水路なんです。だけどこれ、千二百五十だけど、越水したのでブロックを二段ついています今。上川原樋管から集積エリアのところの間です。そして、全然流れてこなかった水路が三百に高さが百二十、その下流よりも大きなのができています。それも足らないので、30センチ追加してあります。

ちょっとこれ、まだ何か地図の説明で追加したほうが、何か分かりませんかね。

せいけん、全然水がこなかったところにですね、三百の百五十の水路から流れてくるようになったんです。全然そういうことも考えていないと思います。分かりますかね、これ。

議長

私、まだ理解してないんですけど、水が流れてくるところじゃないところに流れてくるようになったということを言われている？（「そうです。一つはそうです」と呼ぶ者あり）

それが、その流れてくるようになったのはどこなのかってというのがちょっと、よく。

7番委員

その上流です、上川原樋管の上流、上川原樋管がゼロ地点なんですよ、水の。もともとそれからしか水路はなかったんですよ。この新産業集積エリアに取水も排水も。この1番の図面がそれなんですよ。1番の図面が。

上川原樋管、丸をつけるところがゼロ地点なんです、もともと。これは、新しくなった堤防ですけど、このゼロ地点から新産業集積エリアの入口までが、2の水路なんです。建設省のですね。それが残っているんです。

それから上の三百、百五十が流れてくるようになった。そういう話を全然、国土交通省も知らん。市は無視、それでいいんですか。図面、まだ言いますが、次に行きます。

これ、全部写真は落ちついたときの写真です。危険なので行っていませんので、もう。ひどいときはまだ水は多いと思います。

このエリア内、1.5メートルの盛土、2メートルの緑地帯ができ上がり、周辺の農地住宅地は、底地となります今度は、私たちが住んでいるところですね。

今、心配なのは周辺の水害、〇〇への通水。残った農地の取水、排水、農道が途切れることなどです。それに、緑地帯なんか入れるよりも道路が必要だと思います。堤防ですよ、これは。

運送業の方の話では、〇〇〇〇〇〇への出入りの車両はすごい数になるそうです。そんな話合いもないままです。水の問題、道路の問題など大変心配しています。

市の農地転用申請時は、農業委員は審議できていません。申請書も疑問があります。その時、誰も見ていません。事務局は農業委員へ嘘をつき、だましたと思っています、私は。皆さんどう思います、これ。

私たち農地転用申請するとき、地元の区長さんとか生産組合長さんとか、まして推進委員、農業委員は現地を見に行きますよ。そんなこともして審議できますか。農業委員会は、もう済んだことで終わっていいんですか。どうでしょうか、会長。

議長

すいません、問題となるどころ、問題はこうですと、今説明をずっとされているんですけど、ちょっともうちょっと絞って要旨を言ってもらっていいですか。地元の、要はその関係者は点検してないという話が問題だということを言われているんですか。だから、こういうところのチェック漏れがあったという話をされているんですかね。

はい、〇〇委員どうぞ。

7番委員

こういう地図作ってきたでしょう。こんな心配しているっちゅうことを、私は心配している、ちゃんと文書でって言われて、これだけ心配しているんですよ。これはみんな、その地

区の人たちが心配している、知らない人は分からない、それでいいんですか。

皆さん一緒に心配してください。農業委員会がちゃんとしとらんやったけんこげんなったとですよ。あんとき審議しているなら。審議したっちゃうか、審議者として意見出してるけど、〇〇さんだけです。同意したのは、あと全部不同意ですよ。〇〇さんも見てないですよ、その時の申請書も、地区同意もなあんも。

〇〇区の農業委員の意見も聞かないままに、出されてますよね、意見あつとらんけん。誰でん反対しよるけど。そして、意見書も問題ないにしてしもうとる。問題大ありで、農業委員みんな反対してるんですよ。だからこうなったし、私は言っています。皆さん、これでいいんですか。地元同意は重要だと思いませんか。

今度、〇〇地区に新産業団地の計画が発表されました。農地もどんどん減っていきます。皆さんの地元同意なくていいですか。皆さん、農業委員会、転用申請するとき言っていますよ。それもなくなっていいんですか。

議長

〇〇委員どうぞ。

11番委員

いいですか、11番〇〇でございますが、確かに〇〇委員がおっしゃることはよく分かります。新産業団地とかそういう開発をする場合は、緑地帯、調整池、いろんな排水の問題、そういう話し合いの中でできるのが当然だと思います。

私は、今の〇〇の生産組合はのきました。ですが、〇〇の共乾の組合長を受けております。約90町ほどの田んぼでございます。耕作者、土地持ち非農家も含めて百何十名か、200名ちこうおられる田んぼも預かっております。

そういう中で、やっぱ排水の問題、農業委員が審議しとるのは、いつも駐車場とかあるいは息子さんの家とか。いろんな3条、4条、5条に関わることを審議いたしております。

それで、私がいつか〇〇委員さんに言ったのは、当時のことが本当、詳しくは私も分かりません。しかし、そのときの新聞の切り抜きは全て持っております。当時の不手際の新聞は全て、佐賀新聞から読売、西日本、持っております。今もここにあります。これも、前回言ったとおりでございます。

ですが、私たちは令和5年7月20日に向門市長から辞令をいただいてここにおるわけでございます。二度と〇〇のそういう問題にならないように、辞令を受けたあからの問題を解決していこうじゃないですかと、私はお願いをしたつもりでございます。

ですから、皆さんどういふふうなお考えなのか私も分かりません。今日は幸いにして〇〇さんもお見えでございます。ちゃんと聞いておられると思います。一番詳しいのじゃないか

と、これは余談でございますけど、そういうことを踏まえて審議をやっていく。これが、新しい私たちに与えられた任務やなかろうかと私は思っております。

ですから今後、〇〇の新産業団地約34ヘクタールでございます。これは、一遍に国・県・市が一括してやるような問題じゃないみたいでございます。民間企業を入れた、そういうふうな地元企業優先というような考えで、そういうふうな産業団地を進められていくんじゃないかと、私はそのように考えております。

ですから、今後はそういうことがないように、私はしっかり意見も述べ皆さんに納得していただくのは納得していただく、それを今、〇〇さんは〇〇〇〇〇〇の今できている開発があっております。

その問題をここにおられる方で分かっておられる方、ほとんどいないんじゃないかと。それは〇〇委員さん、〇〇委員さんは別格といたしまして、事務局も別格といたしまして。11名中9名ぐらいは全く分からない人かなと、私も含めてです。

そういうことで、今後審議をやっていくのが筋じゃないかと思えます。どうかそこんにきも御理解していただいて、議事を進めていただければと私は思っております。(傍聴席より発言する者あり)

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

農業委員会っていうのは、メンバーが変わったけんそのときそのときでするんじゃないくて、柱があってずっと続いているんですよ。(傍聴席より拍手する者あり)

そして、決まったのを変えるなら、会議をしましょうよ、あのときはおかしいっちゃうなら。そのとき決まって、メンバーが変わったらもう全然違うこと。あのときもそうでしょう、黒がいつの間にか白、県に出したら。何遍も言う、鳥栖市の農業委員会がいるかって言われております。そのときの委員さん、総辞職せやんやったって、そんな状態ですよ。

〇〇委員さんはそのとき、今度は〇〇はまたちゃんとするっちは言いよる。ちゃんとしてもらうやっただけはそのままですか。皆さん何とかしてくださいよ、力を貸してくださいよ。話し合いをするように。(傍聴席より発言する者あり)

皆さん、本当よそごとと思わず考えてください、これでいいかどうか。今の〇地区、進め方、みんな、さっき言った説明書、市からの説明書、これしか知りませんよ。こんなん、いいんですか。

上から水はどんどんくる、自分たちのところだけ回っている、堤防みたいな緑地帯、何とかしてください皆さん。農業委員会が訳もなく通した、通らんやっただけに通った。これが一

番原因なんですよ。地元の話も委員さんの話も聞かずに、私たちに関係ないじゃなく何か考えてください。

まず、地元と話し合いをするように農業委員から、農業委員会から、農業委員さんたちから、何とかしてください、よろしくお願いします。

議長

〇〇委員ちょっと、冒頭私が話したようにうちの農業委員会でやれることと、もうその権利的な話でできないこともあると思います。そういったところを一旦整理させていただいて、もうちょっと詳細を。〇〇委員が言われるように、やっぱり皆さん詳しいわけじゃないので、そういうところをちょっと説明させていただいて詰めていければと思っておるんですけど。

7番委員

この最後に書いとるように、農地転用の申請書も皆さんに見せてください。それと、平成2年6月の委員会で話し合った市への意見書ですね、これも重要なんですよ。ずーっと農業委員会として、立地条例ですかね。一般条件、私たちが審議する。重要なことなんですよ。

議長

よろしいですか、意見書ですかね、これ多分、前々回のときに事務局のほうで説明してたと思うんですけど、それこそそれは今どこの権限というか、ものになってるかとか。それを、例えば、農業委員がそれを簡単に出していいものなのかそれとも、県がそういった権限を持っているのかとか。

7番委員

農業委員会は公表するべきになってますよ、勉強会もなんも。会長、ちゃんとしてください、それは。(傍聴席より拍手する者あり)

議長

事務局、お願いします。

事務局

少し混同されてるような発言なので、少し訂正をさせていただきたいと思います。農業委員会の公開というものにつきましては本日行っております定例農業委員会、こちらの中身の会議について、議事録を作成しホームページで公開ということになっておりますので、資料等についての公開につきましてはまた別の取り扱いになるものと判断しております。

以上になります。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

私が言ってる、その平成2年の6月の議事録を見れば、そういう話し合いもしているかは分かりますよ。公開をなささい、県との話し合いやら勉強会も。事務局、そのときは〇〇やったか、駄目だ駄目だと言うけど農業委員さんたちは公開すべきって決まってるんですよ。勉強してください、そんなら。

議長

公開をできるもの、できないものがやっぱりあると思いますんで、そこをですね、うちが勝手にやれるかどうかという話は、やっぱあるじゃないですか。そこはちゃんと確認して、勝手なことをしとったらやっぱりいかんけんですね。

7番委員

何で公開できんか。

議長

権限的な話とかもあると思いますし。

7番委員

公開するちなつとるち言いよるじえ。会長、6月の議事録をみてからしてください、そんなら。

議長

事務局、お願いします。

事務局

先ほどのお答えの繰り返しになるかと思いますが、公開につきましては議事録についての公開となっておるところでございます。

以上になります。

7番委員

すいません、そのとき〇〇委員さんおっしゃった。公開するっていう話し合いしたですよ。会長を辞める、辞めんのころです。

議長

〇〇委員。

9番委員

この意見書の前に、この地元の同意が重要だとは思いませんかという事務局への質問があったばってん。結局この当時、私も、少なくとも地元の同意ぐらいはとらやこてっていうことを発言して、恐らく議事録に載っとるち思うばってん。そこら辺が、もううやむやのうちにずっと前にきとって、結局もう、遡った話になるばってん九、一で否決されて、県に持って行って、よかという。ちょっとそういう過程、今、〇〇委員が言われるそういう過程やっ

たっちゅうことたいね。

この意見書については、ちょっと知らんやったじゃ済まされん話ばってん、意見書がちょっと。もう、あとは事務局がどがんしたか知らんちいうたらいかんばってん、まあ、前の事務局、〇〇局長のときの話たいね、これは。

議長

はい、〇〇委員。

7 番委員

すぐ隠そうとする、都合の悪いと事務局は。私たち農業委員ですよ、知る権利がありますよ大体。

そのときそのときじゃなしで、ずっとつながるとる。さっき言ったごつしてくださいよ。私はそのときおらんやったです、ですまん話ですよこれ、皆さん。考えてください、困っております〇地区は。

議長

先ほど事務局が言うておりましたように、公開できるのは議事録っていうことで、何でもかんでもというわけにはいかないという話だと思うんですけど。やっぱり、その決まりというのは多分あると思いますんで。(傍聴席より発言する者あり)

ちょっと静かにしてください。

7 番委員

ちょっと会長、皆さんに聞いてください。このまま〇地区は、我慢すべきかどうか。

議長

はい、〇〇委員。

6 番委員

6 番、〇〇です。〇〇委員のお話をお聞きしていて、ちょっと二つの方向性の話がちょっとまざっているような感じがして。過去のお話とこれから先、現在の状況に対する解決の話とかちょっと混ざっているような気がして。

私、今日〇〇委員のお話を聞いて完全には、ちょっと理解できてはいない、まだ理解し切れてないんですけども。排水の問題が生じる恐れが高いというようなお話かと思っていて。それが、新産業エリアの転用のときに見落とされているというようなお話かと思っています。

それで、この新産業エリアの問題については佐賀県が許可をしますんで、進められているところなんですけど、そこでこの排水の問題が見落とされているという話が。少なくとも、〇〇委員はそういうふうな認識を持たれていて、実際にそういう危機感を感じられていると。

なので、一つは何ていうか手続き上の問題があったとって、そもそもの新産業エリアの

許可を争っていくような話があるのかもしれませんが、そういう方向性でお話をされているのか、それともこの新産業エリアの許可までの手続きというよりか、そこで見落とされていた問題が今現実化していて、今後のお話としてこのまま進められていくと地元の農家の皆さんに大きな影響が出る恐れがあるという、新しい問題として指摘をしていくというようなお話と、二つ方向性があるような気がしていて、どちらかというと後者というか、その辺りの視点が重要なのかなというふうに感じていて、農業委員会で何ができるか。

恐らくその過去の問題、新産業エリアの案件の決定が出たところを、我々が争っていくのはちょっと難しいような気はするんですけども。

今後の問題として、こういう問題が地元から出てきていて、これについて許可権者である県とかに対して意見集約してこういう意見が、皆さんもちろん審議して行って、こういう意見を出すべきだとかっていうのがあったらその法律上のお話、農業委員会に与えられた権限の範囲でそういう意見を出したりすることもあり得るのかなというふうに、ちょっとざっくり今思っております。

ちょっとそういう方向性をみて、そこを目指してそういうことをすべきかどうかというのを議論していくとちょっと整理ができるんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

はい、ありがとうございます。もう、以前のことを皆さんに知ってもらいたいので言いよるし、これも工事も進みよるし、あればひっくり返すとかそげんじゃなしにですね、皆さん御理解いただいて、今後、話し合いをするべきだと。今後、被害がないように、〇〇委員さんが言われたように、ぜひ、農業委員会として何かやってください。今まで、何もしてない。

よろしくお願いします。(傍聴席より発言する者あり)

議長

駄目ですね。

ほかにございませんか。

〇〇委員。

7番委員

ちょっと、もう一つあります。

すいません、これは私ごとですけど、皆さんに知ってもらったかんとでけんっちゅうことがありますので、ちょっと聞いてください。

新産業集積エリアにある農地が、私、今、耕作しています。令和3年10月の委員会で不許可となりました。多数決ですね、農地法18条が。しかし、再度県に申請され、令和4年4月の農業委員会に追加議案として出されていました。追加議案です。これは、たまたま2月の市の農地転用について、議事録を調べていると出てきました。なぜ、追加議案ですか、事務局。

そういうことないでしょう、大体。間に合わんやったら次の月でしょう。私に知られんようにでしょう。議事録やなくて議案を見るから。そんな姑息なやり方。市に協力しよる。あなたたちが農業委員会じゃないでしょう、事務局じゃ。市の職員だけど、会長、農業委員さんの指示待ちでしょ、大体。どうですか局長。

事務局

追加議案については、期間的にも間に合わなかったもので、追加で出させてもらいましたが、結局そのときも不許可ということで。

7番委員

そいけん、追加議案とする必要なかでしょうもん。次に回せばよかこっちやろもん。次の月、みんなそげんしよる。4日に間に合わんやったら次でしょうもん。皆さんそうでしょう。

締め切りがあるっちゃろうもん。そいけん、知られたくなかった、これでいいですね、局長。

事務局

知られたくなかったということではないです。

7番委員

それしかなかやんね。

事務局

いいえ。

7番委員

令和3年10月の委員会で、白黒つけられないので、商工振興課が中に入っているのを話を進めるように、商工振興課にね。話が進めるように農業委員会はなつたです。

県農業会議所も農業委員や商工課が中に入り、話を進めるように言っている。市議会でも、報告でも双方で話し合いがあっていると答弁しています。しかし、一度も話し合ったことがありません。事務局はその時、県の農業会議所で怒られてるんですよ。説明を受けたら、今、よく分かりません。分かりませんっちゅうことは、何もやっていないじゃないかと言われとるんですよ。事実そうなんです、何もしていないんです。局長は、どれも聞いてますよね、市議会でも。会長といつとるけん。

私は、返さないと言ったことは一遍もありませんよ。話し合いが必要だと言っています。

当時の〇〇部長、〇〇〇〇課長、〇〇係長と補償の話をしていました。そのときの書類は、前期の委員さんたちが見ていますし、事務局も知っていると思います。

ほったらかしているのは、市のほうなんです。私は何も分からず事が進んでいます、どんどん。

私は、以前の18条の再契約、これは〇〇氏が登記をするので一度返して、また再契約をしてくれっち。農業委員会に言われて協力し、進めました。協力した私は泣き寝入りですか、農業委員会が入ってきてるんですよ。農業委員会は、農家を守ってください。

皆さんは、小作権というのを御存じですが小作権、農家の小作権、ちょっと御存じの方、手を挙げてください。

私、そのときにお会いした農業委員さんたちが来てくれた6人。〇地区は6人の農業委員さんやった、推進委員やなして。誰一人知らんやった。勉強になったち帰っていった。そして、事務局のあれでは、そのとき同意があって県に出したち、知らんまんまですよ。

皆さんの地区にも、小作権の農地があると思います。今後、問題が出ると思います。その地区の慣例にのっとるべきと言ってありますし、皆さんもどう思いますか、のっとるべきじゃないですか。

一方的にどんどん進みます。地権者の〇〇さんじゃなし、もう市です。私の相手は市です。(傍聴席より発言する者あり)

皆さんどう思いますか。市の言うとおりでいいんですか。返せ、返せち、話し合いもなしに。話し合うべきでしょうもん、やっぱし。会長どうです、皆さんも聞いてください。

議長

今、問題として挙げられてるのは、その当時18条で許可、不許可になって、まず令和4年の4月に追加議案として上がった、何で追加議案として上がったんだと、それは意図的な話じゃないかという、一応疑問ですよね。それに対して、一応事務局のほうとしてはただ単に間に合わなかったという回答をちょっとされてる。

7番委員

何が間に合わない、認めますか、次の月でしょうもん、大体。

議長

大体というのが、ちょっとすいません私は、当時のそこの状況というのが分かっておりませんので。

7番委員

何のために締め切りがありますか、それはそれでいいですけど。

慣習があります、私たちのところにも。五十六年に契約、ヤミがほとんど。皆さん知ってあるとおり。契約書もない、そのまましたけど、五十六年やったかな、市が契約してくれっちゅうて、して、進んだんですよ。

それで、台帳にゼロゼロゼロとかキュウキュウキュウとか書いてある。そしたら農業委員会から相談があって〇〇さん、地権者が登記するとに一応、全部自分が戻さんと登記されん。そうでしょう、多分。それで、協力してくれち。その〇〇さん、理解ができんけん、駄目ち言うとったら農業公社、昔のJAですね。あれと農業委員会が入ってこれなら大丈夫だからっちゅうことで今の契約にしたら、ああだこうだ言われます。農業委員会が入っていてもですよ。市が、ああだこうだ言います。

話し合いもなしに進めていいかどうかっちゅうことを、ちょっとお聞きしたい。泣き寝入りですか。何か皆さん意見があったら、よろしくお願いします。(傍聴席より発言する者あり)

議長

ちょっと整理をさせていただいて。

7番委員

話し合いますか、今。

議長

それでは、ほかの委員さんたちはどのように。何か思われてるか御意見があれば、意見を出していただきたいんですけど。(傍聴席より発言する者あり)

何かありませんかね。

7番委員

局長は全部知ってますよね、話合いをなささいということ。聞いてますよね。農業委員会のときも、農業委員会はそういうには。商工振興課に進めるように。県の農業会議所でもそういう意見が出とる。しかし、あなた何もしてない。議会でも話し合い、今あっていますという答弁があつとる。全然話し合いあつてない。

議長

はい、〇〇委員。

6番委員

6番の〇〇です。

ちょっと先ほど会長が、今、〇〇委員が言われているお話を整理されていた途中だったと思うんですけども。ちょっと私、何を今聞かれているのかっていうのが正確に把握できていなくて、よければ会長のほうでもう少しこう、皆さんに問うてもらったほうがよろしいかなと思います。

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

あのですね、私が言いたいのは、局長、前の会長も聞いている。話し合いを、農業委員会では話し合いっちゃうか、進められないので、商工振興課が進めているなら商工振興課が進めてくださいちなつとる。県の農業会議所でも局長か会長、怒られている。今、どうなっていますかちなつたら。分かりませんち言うたら、分かりませんちいうことは何もしていないでしようち言われとる。

そのときも商工振興課、ずうっとしとるなら話し合いをしなさい、しますになつとる。議会でも話し合いを今していますちなつとる。あなたと会長は怒られているんですよ。何もしていない、分かりませんちいうことで。

事務局

ちょっと話が、そこは私も理解にないです。

7番委員

議事録に載つとる。そのときも農地転用で鳥栖市の議案を審議せやんとに私の1枚だけ別にします。その話しかしていない。農地転用の話をするときに。それも議事録に載つとる。

変な動きばかりしとるので、あとからどんどん出てくるんですよ。だから私が言いたいのは、このまま私が犠牲になって、黙って市の犠牲にならやんか。

皆さん、小作権が私あるのに、慣習にのっとって話し合いをするべきじゃないかと私は皆さんの意見を聞きたいんです。

〇〇さん、そんなことです。

議長

どうぞ、〇〇委員。

6番委員

6番、〇〇です。

そもその前提として、〇〇委員の小作されている農地の問題を今おっしゃっているということですかね。それで、それについて話し合いをすべきだったのに、されないまま手続きが進められたんだと、そういうお話を言われていて、それについて皆さん、それをどう思うかということを問われてるってことですかね。

7番委員

そいけん、言ったように、私が分からんところで事務局てんなんてんどんどん進めよる、1回だけ9月であった、私の18条の件です。ただ、多数決で不許可になったけど、それが市

が困るので、あの手この手を使っての言よる。

議長

〇〇委員。

6番委員

6番、〇〇です。そこの話し合いというのは誰と誰との話し合いを言われていますか。

7番委員

農業委員会にかかって、〇〇さんも審議して、18条で。（「誰と誰の話し合い？」と呼ぶ者あり）

私とその〇〇さんという地権者の、返す返さんの彼です。

6番委員

私の認識としては、18条だったですかね、合意解約ができなかった場合に、農業委員会に許可を求めて、一方からの解約の許可を求めるというお話だと思っていて。その地権者の方と耕作者の方の話し合いがまとまらないという前提で、地権者の方からきているものだっていうふうに認識をしています。そういうことなので、それができないからきているのに、もう一回話し合いをといるのもちょっと難しいですね。

あとは、その要件を判断すべきだというふうに（発言する者あり）

7番委員

〇〇さんもそのときかたっとる。不許可になった。多数決で不許可になった。不許可になったんです。

ああ、〇〇です。

不許可になったんですよ、〇〇さんもそのときかたっとる。

ええとね、9月に審議できなかったのが10月にした。そのとき不許可になって、私も、あち思ったら、あの手この手でさっき言いよったごつ追加議案とか。私には関係ないでどんどん進めて、今返せと、県知事命令の返せとなっとる。

ところが、私はなあんも知らん。ただ本人から配達証明のあれで、返してくださいってゆうてきたわけです。

私は何も知らんですよ。それ、地権者からきとる。農業委員会からも県からも何もこない。

知らないまんまどんどん進みよる。

議長

地権者から上がってるわけでしょう、そういうのが。

7番委員

地権者やなして市が上げてる、その書類とか見よったら。農業委員会に出とる書類とか何

とか見よったらですね。〇〇委員はかたってないでしょう全部。

6 番委員

ちょっと私の理解で整理をすると、その地権者の方から18条許可申請、解約していかという許可申請が出て、農業委員会の結論としては不許可になったような気がして、それで地権者の方が県のほうに異議申し立ての手続きをされて、その結果、県が許可相当という判断を出してという話で許可書というか、最終的に許可ってというのが、地権者の方に連絡が行くと。

それでその地権者の方が、許可が出たっていうので、耕作者の方に通知をするっていう流れなので、手続き的に確かに関与できる場面というのがないのかもしれないけれども。耕作者の方が分からないの話はあるかもしれませんが。

11 番委員

11番、〇〇です。今、ちょっと内容が〇〇さんの話とかちょっと出てきたんですけど、それで耕作権の問題を言われたんだらうと、そう察しましたけど、要は、地権者の方と〇〇さんは、話し合いはとかはよくできとったんですかね。それ、できてないままですか。

そこがちょっとですね。私が仮に、〇〇さんのを貸してくださいと、借りますと。やっぱ18条になりますと、もうこの解約理由とかいろいろ出てくると思うんですよ。貸しとった人が高齢になったから違う人にするけん、もうやめますとか、いろんな問題が出てくると思うんです。あるいは、そういうふうな土地を外すとか、そういうことが出てくるのかなと思うんですけど、そこはやっぱ、借りておった〇〇さんと、地主さんかなんかよう分かんんです。

多分、〇〇さんとおっしゃってますからその方なのかなと、こういうの新聞に何も出ていませんので私も一向に存じませんが、そこはよく話し合いながら、やっぱこういうふうな議題に上がるのが本当やなかろうかと私は思います。

議長

はい、〇〇委員。

7 番委員

〇〇です。説明します。

これ、前期の農業委員さんたちは見てあると思いますけど、全部出したんですよ、どういう流れかを。契約が変わったのとかいろいろ。そうして、向こうは弁護士さんを初め立ててきたんですよ。返せっちゅうとを。

私は、返すとはいいいけど話し合いをしましゅうと。ところが弁護士さんは、どうもそれからこんごとなったけん、どんなことは分かりません。

その弁護士さんは、私をとおさん限りは話をするな、だから小作料は供託しています、ず

うっと。自分から弁護士としか話さんち言うってそんなふうやったです。

そしたら今度は商工振興課が、初め〇〇課長がきよった、あなたには権利がないし、そのときの〇〇さんは区長さんやった。妙な話し合いができとったごたる。

ところが農業委員会にかけてこうしよったら、小作権っちゅうとがあり権利があるっちゅうとが分かったら今度は〇〇部長と〇〇課長、そのあと〇〇係長がきて話をして、補償の問題を9割9分までは話しとった。そしたら農地法違反が出たり、暴力事件のあげんとでほったらかされました。

けど私たちは、あそこの草刈りしたり何たりしよったけど、自分たちの都合が悪いといっちゃそんな話もしなくなり、9割9分決まったやつももうほったらかしてしまひよる。

話し合いをしてたんです、途中まで。

議長

途中までは話をしていたと。ただ、〇〇委員が言われる、最後まで自分が同意したような話はしていないということですか。

7番委員

私は言うたごと、返さんち言うたことなか、話し合いでもうそこまでしとったけど、自分たちが都合が悪くなってほったらかしているんですよ。

話し合うべきじゃなかかって、農業委員会にもかかるとる。そしてここまできとる。そして私たちは知らんじゃなしでですよ、皆さんの意見を聞きたい。(傍聴席より発言する者あり)

議長

駄目です、申し訳ないですが。(傍聴席より発言する者あり)

こちらと傍聴席は切り分けてお願いしたいと思います。(傍聴席より発言する者あり)

はい、お願いします。(傍聴席より発言する者あり)

ただ、手続きとしては肅々と、自分には話し合いがなかったということですが。(傍聴席より発言する者あり)

7番委員

あとは、ほったらかしたのは市なんですよ。ほいけん皆さん、市のおり話し合いてんする必要はないと。そいばってん、関連はあるでしょう。皆さんのところに小作権はあって、4分6分とか5分5分とか。(傍聴席より発言する者あり)

それを無視していいんですか。(傍聴席より発言する者あり)

議長

はい、〇〇委員。

6番委員

6番、〇〇です。すいません、先ほどの問題と比べてちょっとこちらの問題っていうのは何か、どちらかというとなら委員の個人的なところがかなり多いとあっていて（「はい、個人です。」と呼ぶ者あり）

ちょっと御意見としては言われたと思うので、それで、さっき何か、こちらで何か補償の話とかってされたと思うんですけども、多分農業委員会とかではなくて商工振興課との話なのかなと思って、ちょっとこの場で、余りこれ以上話すのはどうかなというふうに思います。

（傍聴席より発言する者あり）

議長

はい、〇〇委員。

7番委員

そういうのが、今、外からあったけど、話し合いをずっとしてるんですよ、〇〇も。

議長

それが無かったって、さっき言われてませんでしたっけ。話し合いが全然無かったという話を。

7番委員

違う、〇〇のほかにも小作とかいろいろあるでしょう。ほかの人たちはそうしてきとるんですよ。そして、市も認めてしよった、私、18条で、ここで上がっているし、不同意になつとる。そして、局長はずっとそんなふうな話し合いをするようにということも聞いてる。しかし何もしてない。農業委員会としてそれでいいですかちゅうことですよ。（傍聴席より発言する者あり）

議長

〇〇委員、どうぞ。

9番委員

9番、〇〇です。この問題は、もうその当時結構出たけんあればってん、結局、〇〇さん、地主と耕作者の話ばとにかく、話し合いの場ばつくって、とにかくとことん双方話し合わねちゅうことの、結論は出とらんばってん、一応そういうあれはちゃんと、私は言っております。（傍聴席より発言する者あり）

7番委員

7番、〇〇です。弁護士を通してくださいって言われたまんまなんですよ。本人とは絶対話すなど、その時言われとるんです。弁護士もこん、だから商工振興課が私たちが入ってしますち言うて話をしよった、の証拠もあります。

〇〇委員、〇〇委員にはやっとるし、農業委員会も見とる。

議長

それは、商工振興課のほうにこういう話を持ってもらうべきことじゃないですか。私は分かりませんが、弁護士を立てられているうちゅうことでやっぱし弁護士を経由して話をしなきゃいけない。

7番委員

そいけん、商工振興課がきよったのをきていないので、そのまま農業委員会もほったらかすんですか。全部かかっているんですよ。県会議所も農業委員会も、話し合いに、そっちのほうに持っていくように、だけど事務局は全然動いていない。(傍聴席より発言する者あり)

議長

はい、〇〇委員。

6番委員

6番、〇〇です。話し合いで解決ができるのがベストだというのは、もともと審議に出てきた、前期の委員で、先ほど〇〇委員も言われましたけれども。そういうことを言われていましたし、私も話し合いで解決するのが一番いいだろうなとは思っています。(傍聴席より発言する者あり)

ただ、その話し合いができない、というか話し合いというのはやっぱり双方が話し合いましょうという姿勢で臨まないと始まらないこととして。今回、この話でいくと地権者の方がお話し合いをするつもりはないという前提で手続きを始められているので、そこを我々のほうで、いや話し合いなさいということを強要するわけにもできないので、なかなかもう手続きどおりしていくしか方法はないのかなと思います。

ただ、今、こういうふうな法的な許可とか出てますけれども、それを前提に、そのあと話し合いを求めたいと耕作者である〇〇委員が思われるのであれば、また改めてその地権者の方に申し入れをされて、地権者の方が応じられればそこで話し合って進めていくということは不可能ではないかと思っています。

ただそれは、あくまで地権者の方がそういうふうな心待ちになられるかどうかというところにありますので、これ以上我々のほうでそこまで、そこに踏み込んでというのは難しいのかなというふうに思います。

以上です。

7番委員

7番、〇〇ですけど、各、〇〇、〇〇、〇ずっとありますけど、慣習にのっとってきたんじゃないんですか。(傍聴席より発言する者あり)

私たちは知らん、あとは裁判しろうちゅう結論ですが、どうですか。

何のために農業委員会あって、農業委員会にかかってそういう話し合いをするようになったのに、全部ほったらかして。

議長

慣習的な話っちゃうのは、やっぱり過去の慣習をそのままずっと引き継ぐ、現時点でいろんな、この新産業集積エリアの件も含めて当時の慣習と今の慣習という話ですけど、それがずっと引き継がれているかっていうと私の感覚からするといろいろ大分変わってきていると思うんですよ。もう粛々とやらなきゃいけないこと、手続き、先ほども言いました権限的な話、そこに従って今進めてられていっているような、慣習に縛られているような感じじゃないかなと私は、最近の手続き的な話ですね。だから、その慣習を前に出されるのはどうかなというふうに思いますけど。

議長

〇〇委員、どうぞ。

7番委員

7番、〇〇です。農業委員会法とか農地法ば見よったらですね、慣習にのっって書いてありますよ。書いてありますよ。(傍聴席より発言する者あり)

議長

ちょっと、静かにしてください。

7番委員

載っとりますよ。(傍聴席より発言する者あり)

議長

一旦、先ほどもちょっと〇〇委員のほうでお話がありましたけど、やはり再度またお話をしたいということであれば、また相手の地権者の方と。

7番委員

そういうのを農業委員会がするんじゃないですか。(傍聴席より発言する者あり)

農業委員会は何のためにあるんですか。そういう結論が出ったんですよ、話し合いをするように。ほったらかしたのは農業委員会ですよ。商工振興課にも言うたらん。農業会議所が言うたのもそのとき聞いただけで。(傍聴席より発言する者あり)

議長

〇〇委員は商工振興課のほうには行かれて、そういう話されたんですか。

7番委員

はい、そして議事録も見ております。見てください。

議長

こちらのほうでどこまで動けるかっていう話があると思いますんで、ちょっと一回ここは整理をさせていただきたいと思います。

7 番委員

皆さんの意見も聞いてください。このままいくのかどうか。(傍聴席より発言する者あり)

議長

この件はそれで整理させてください。

7 番委員

じゃあ、来月よろしくお願いします。

議長

ほかにありませんか。

〇〇委員、どうぞ。

6 番委員

済みません、2か月前の定例会のときにアプリの利用の話をお聞きしたかと思うんですけども、その点何か、確認できたこと等あれば教えていただきたいんですが。

議長

事務局、何かありますか。

事務局

手続きにつきまして御希望される方につきましては、権限のほうを事務局のほうで持っておりますので、後ほど御連絡いただければ手続き等について進めさせていただきたいと思っております。

以上になります。

議長

ほかにありませんか。

事務局のほうから何かありますか。(「ありません。」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和5年11月20日月曜日、午前9時30分より3階第3委員会室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____